



花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度の 運用を開始します

市では、令和 6 年 1 2 月 1 6 日に制定した「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例」に基づき、4 月 1 日から制度の運用を開始します。本制度は、法律による婚姻ができない同性カップルなどの関係を市が認めることで、だれもが大切なパートナーや家族と共に、自分らしく暮らしていけるよう、応援するものです。

パートナーシップ制度は全国の 4 0 0 を超える自治体で導入されておりますが、ほとんどが内部規程である要綱での導入で、条例での導入は東北では初めてとなります。

1 制度を導入した経緯

令和 5 年 3 月の施政方針において、国及び県の動向を注視しつつ、制度の導入については市民全体の理解を得る必要があるとの認識の下、市当局だけで決定する要綱ではなく、条例での整備が必要と考え、条例整備に向けた検討を進めていると表明しました。また、令和 6 年 3 月に策定した第 3 次花巻市男女共同参画基本計画では、「だれもがお互いを尊重し、みんなが住みよいまち」の実現を目指す掲げ、性別に限らず多様性を認め合う視点を持った男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを進めています。

なお、国では、令和 5 年 6 月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を制定、施行しましたが、この法律の趣旨は多様な性への理解を促進することで、同性婚を認めるものではありません。

こうした状況を踏まえ、法律に基づく婚姻ができない同性のカップルなどの関係を、市が認めるとともに市や県、趣旨に賛同する企業などが提供するサービスについて可能な限り配偶者と同等の取り扱いをすることで、当事者が抱えている「生きづらさ」を少しでも軽減したいと考え、それを市民にお伝えした上でご意見を伺い、その結果も踏まえて議会にお諮りし、議決を経てパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度を導入したものです。

2 制度の内容

■パートナーシップ制度

現行の婚姻制度を利用できない 2 人が、性別などにかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面および精神面などで相互に責任をもち、継続的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、その関係性を市が認める制度です。

本市では、性的少数者のカップルだけではなく、いわゆる事実婚のカップルも対象としています。

■ファミリーシップ制度

パートナーシップを宣誓する人の子・親について、家族として協力し合う関係であることを宣誓し、市がそれを認める制度です。

3 制度の利用方法

■対象者 以下の要件を全て満たす人

- ア： 互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任をもち、継続的に協力し合うことを約束していること
- イ： 成人（18歳以上）であること
- ウ： 少なくとも一方が市内に住所がある、または宣誓した日から3カ月以内に市内へ転入予定であること
- エ： 配偶者がいないこと
- オ： 他の人とパートナーシップの関係にないこと
- カ： 民法で定められている近親者でないこと
- キ： ファミリーシップの宣誓を希望する場合は、対象とする子や親の同意があること

■手続きの流れ

- ア： 要件の確認・書類の準備
- イ： 地域づくり課に宣誓日を予約、必要書類の提出
(必要書類は市ホームページに掲載しているほか、地域づくり課でも配布しています。)
- ウ： 予約日に市役所で2人そろって宣誓書に署名
- エ： 市から受領証などの交付
(宣誓については、プライバシー保護のため、個室での対応も可能です。)

4 利用できる主なサービス

■市の行政サービス

- ア： 市営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅への入居
- イ： 世帯が同一の場合に住民票の続柄を「縁故者」に変更可能
- ウ： 介護保険・要介護認定・要支援認定申請の代行
- エ： 介護予防・生活支援サービス事業の利用申請の代行
- オ： パートナーを母子健康手帳の代理交付対象に認定
- カ： 子育て世帯住宅取得奨励金や定住促進住宅取得等補助金などの市の補助金の申請が可能

■岩手県のサービス

- ア： 県営住宅への入居
- イ： 子育て応援パスポートの交付 など

■民間のサービス

- ア： 携帯電話会社の家族割引の適用
- イ： 保険について配偶者と同様の補償を提供
- ウ： 生命保険の生命保険受取人の指定 など

5 自治体間連携

宣誓を行った方が市外に転出する場合や、他自治体で宣誓を行った方が市内に転入する場合の手続きの負担を軽減するため、県内のパートナーシップ制度導入済み自治体と連携予定です。

【連携予定自治体】

盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市、遠野市、八幡平市、矢巾町、紫波町、平泉町

6 制度の周知について

令和6年12月の本条例の制定後、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について、職員研修を5回実施するとともに、学校関係機関（市内校長会議、市内小中学校養護教諭部会、市内幼稚園保育園園長会議など）への説明を行いました。また、広報はなまきや市ホームページなどに掲載したほか、市内高等学校、富士大学、学童クラブ、市内事業所、民生児童委員へ説明資料を配布し、周知に努めました。

さらに、国立大学法人弘前大学 男女共同参画推進室 助教 山下 梓 先生に多様な性への理解促進についてお話しいただいた動画を3月10日から市の公式YouTubeで公開しています。

市では、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について理解を広げるため、今後も周知活動を継続して行っていきます。